

# 九州大学病院放射線障害予防規程

令和元年度九大規程第25号  
制定：令和元年8月23日  
最終改正：令和5年3月23日  
(令和4年度九大規程第51号)

九州大学病院放射線障害予防規程（平成16年度九大規程第45号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 組織及び職務（第7条～第20条）
- 第3章 取扱施設の維持及び管理（第21条～第26条）
- 第4章 使用（第27条～第32条）
- 第5章 保管、運搬及び廃棄（第33条～第39条）
- 第6章 測定（第40条～第41条）
- 第7章 教育及び訓練（第42条）
- 第8章 健康診断（第43条～第44条）
- 第9章 記帳及び保存（第45条）
- 第10章 災害時及び危険時の措置（第46条～第48条）
- 第11章 情報提供（第49条）
- 第12章 業務の改善（第50条）
- 第13章 報告（第51条～第52条）
- 第14章 雑則（第53条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）、医療法（昭和23年法律第205号）その他関係法令及び九州大学（以下「本学」という。）が定める規則等に基づき、九州大学病院（別府病院を除く。以下「病院」という。）における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）、放射線発生装置及びX線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 この規程は、取扱施設に立ち入る全ての者に適用する。

#### （定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。
- (2) 特定放射性同位元素 法第2条第3項及び密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示（平成21年文部科学省告示第168号）に定める放射性同位元素をいう。
- (3) 放射線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置をいう。
- (4) X線発生装置 前号に定める放射線発生装置以外のX線又は電子線を発生する装置（加速電圧が1,000キロボルト未満の電子顕微鏡を除く。）をいう。
- (5) 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。
- (6) 放射性汚染物 放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物をいう。
- (7) 取扱施設 放射性同位元素等又は放射線発生装置若しくはX線発生装置を取り扱う施設で

あり、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

- (8) 取扱等業務 放射性同位元素等又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の取扱い(使用、保管、運搬及び廃棄をいう。以下同じ。)、管理又はこれに付随する業務をいう。
- (9) 取扱者 取扱等業務に従事する者をいう。
- (10) 一時立入者 取扱者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。
- (11) 総長 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条及び第11条に基づき本学に置く学長をいう。
- (12) 病院長 病院の長をいう。
- (13) 放射線部長 九州大学病院規則（平成16年度九大規則第135号）第10条に基づき置く放射線部の長をいう。
- (14) 所属部局長 取扱者が所属する部局の長をいう。

（他の規則との関連）

第4条 放射性同位元素等又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の取扱いに係る事項等については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 九州大学放射線障害予防規則（平成16年度九大規則第81号。以下「予防規則」という。）
- (2) 九州大学放射線等障害防止委員会規程（平成26年度九大規則第126号。以下「委員会規程」という。）

（別の定め）

第5条 法及びこの規程に定める事項の実施について必要な事項は、次に掲げる別の定めによるものとする。

- (1) 九州大学病院放射線安全委員会内規（以下「安全委員会内規」という。）
- (2) 九州大学病院保管記録マニュアル（以下「保管記録マニュアル」という。）
- (3) 九州大学病院放射線障害予防内規（以下「予防内規」という。）
- (4) 九州大学病院作業環境測定マニュアル（以下「作業環境測定マニュアル」という。）
- (5) 九州大学病院自主点検実施マニュアル（以下「自主点検実施マニュアル」という。）
- (6) 九州大学病院緊急事態対応措置要領（以下「緊急事態対応措置要領」という。）
- (7) 九州大学放射性同位元素等取扱者に対する教育訓練実施に関するガイドライン（以下「教育訓練実施に関するガイドライン」という。）

（遵守等の義務）

第6条 取扱者及び一時立入者は、第14条に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 病院長及び放射線部長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。

3 病院長は、第9条に定める病院放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

（安全管理組織）

第7条 病院における放射性同位元素等又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の取扱い及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

（防止委員会）

第8条 予防規則第4条に基づき、放射線等障害防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学における放射線障害の防止に関する事項について審議する。

2 防止委員会の下に設置する放射線障害防止専門部会（以下「R I 専門部会」という。）は、放射性同位元素等又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の安全取扱い並びにその安全管理の向上を図ることを目的として、委員会規程第6条に定める事項を審議するとともに、学内取扱施設等における安全管理状況の定期立入調査等の実施及び放射線障害の防止に関する業務の改

善を図る。

(安全委員会)

第9条 病院の放射線障害防止に関し必要な事項を調査審議するため、病院放射線安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。

2 安全委員会の組織、審議事項その他必要な事項は、安全委員会内規において定める。

(総長)

第10条 総長は、組織の代表として、本学の放射線障害の防止に関して総括する。

(病院長)

第11条 病院長は、予防規則第5条第1項に定める管理部局長として、病院の放射線障害の防止に関して総括し、放射線障害の防止に努める。

2 病院長は、放射線管理、健康管理及び被ばく線量管理等の放射線障害の防止に関する事項について、所属部局長と連絡調整を行うものとする。

3 病院長は、法第36条の2の規定に基づき、第14条第1項に定める主任者に、同条第10項に定める定期講習を受講させなければならない。

(放射線部長)

第12条 放射線部長は、病院長を補佐し、取扱施設の業務を掌理して放射線障害の防止に努める。

2 放射線部長は、取扱施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

(所属部局長)

第13条 所属部局長は、所属する取扱者の健康管理及び被ばく線量管理を行い、放射線障害の防止に努める。

(放射線取扱主任者等)

第14条 病院の放射線障害の防止について監督を行わせるため、主任者を1名以上置くものとする。

2 主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、病院の教授、准教授及び講師、医学部の教育研究を担当する医学研究院の教授、准教授及び講師並びに歯学部の教育研究を担当する歯学研究院の教授、准教授及び講師のうちから病院長が推薦し、総長が任命する。この場合において、原子力規制委員会に主任者の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。

3 主任者は、病院における放射線障害の防止に関し、関係法令及びこの規程に定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

(1) この規程及び関係する規程等の制定及び改廃への参画

(2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画

(3) 教育及び訓練の計画作成及び実施への参画

(4) 危険時の措置等に関する対策への参画

(5) 法令に基づく申請、届出及び報告の確認及び審査

(6) 立入検査等の立会い

(7) 異常及び事故の原因調査への参画

(8) 病院長及び放射線部長に対する意見の具申

(9) 施設、使用状況等、帳簿及び書類等の確認及び審査

(10) 取扱者への監督及び指導

(11) 関係者への助言、勧告及び指示

(12) 安全委員会の開催の要求

(13) その他放射線障害防止に関する必要事項

4 主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者(以下「副主任者」という。)を置く。

5 副主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、病院の教員、医学部の教育研究を担当する医学研究院の教員、歯学部の教育研究を担当する歯学研究院の教員及び病院の診療放

射線技師のうちから病院長が推薦し、総長が任命する。

- 6 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務の全てを代行させるため、副主任者に任命されている者又は主任者の資格を有する者の中から、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を病院長が推薦し、総長が任命する。この場合において、30日以上、主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に「代理者」の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
- 7 前項の手順により代理者を選任する場合に備え、病院長はあらかじめ推薦する代理者候補の指名順位を、安全委員会の議を得て決めておかなければならない。
- 8 主任者及び代理者を解任する場合は、病院長が上申した解任理由に基づき、総長が解任する。
- 9 主任者は、取扱者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該取扱者の取扱等業務を制限し、又は登録を取り消すことを病院長に勧告することができる。
- 10 主任者は、法に基づき次に掲げる期間ごとに定期講習を受講しなければならない。
  - (1) 主任者選任日から1年以内（主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）
  - (2) 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内  
(安全管理責任者)

第15条 病院に、安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、放射線管理に関する業務を総括する。
- 3 安全管理責任者は、病院長が任命する。
- 4 総括した結果は、主任者及び病院長に報告しなければならない。  
(安全管理担当者)

第16条 放射線管理業務を行うため、安全管理担当者を置く。

- 2 安全管理担当者は、病院長が任命する。
- 3 安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の業務を行う。
  - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
  - (2) 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
  - (3) 放射線測定機器の保守管理
  - (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し及び取扱いに関する管理
  - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
  - (6) 放射性廃棄物の保管管理及びそれらの処理に関する業務
  - (7) 前6号に関する記帳及び記録の管理
  - (8) その他放射線障害防止に必要な業務  
(施設管理責任者)

第17条 施設管理責任者は、取扱施設の維持及び管理を総括する。

- 2 施設管理責任者は、病院長が任命する。  
(施設管理担当者)

第18条 施設管理業務を行うため、施設管理担当者を置く。

- 2 施設管理担当者は、施設管理責任者が任命する。
- 3 施設管理担当者は、主任者及び施設管理責任者との連携を密にし、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 施設の保守管理並びに設備の運転及び保守管理
  - (2) 給排気設備及び給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
  - (3) 作業環境の保全
  - (4) 排水設備の運転
  - (5) 排気設備の運転
  - (6) 空調設備の運転

- (7) 高圧ガス設備及び危険物の保守管理
- (8) その他施設及び設備の維持及び管理に必要な業務  
(取扱責任者)

第19条 取扱者が取扱施設を利用する場合、利用するグループごとに当該取扱等業務に従事する者のうちから取扱責任者を定める。原則として、取扱責任者は、放射性同位元素等の安全な取扱いについての知識及び技能に習熟し、施設の利用資格を有する者とする。

2 取扱責任者は、主任者、安全管理責任者及び安全管理担当者と協力して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 取扱等業務の適切な管理及び監督
- (2) 取扱等業務及び記帳等に関する取扱者の監督及び指導
- (3) その他取扱等業務上の安全に関する業務

(取扱者の登録等)

第20条 取扱等業務に従事しようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、所定の様式により病院長に登録の申請をしなければならない。

2 病院長は、前項の申請をした者が第42条に定める教育及び訓練を受け、かつ第43条に定める健康診断において可とされた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。

3 登録の有効期間は、登録した年度内とし、更新を妨げない。

4 登録の更新をしようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、その年度内に所定の様式により病院長に更新の申請をしなければならない。

5 病院長は、前項の申請をした者（X線発生装置のみを取り扱う者を除く。）が第42条第2項に定める教育及び訓練を受けた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。

6 病院長は、第3項の規定にかかわらず、登録した者及び登録を更新した者が法若しくはこの規程に違反したとき、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該取扱者の取扱等業務を制限し、又は登録を取り消すことができる。

7 病院長は、登録した者及び登録を更新した者並びに登録を抹消した者の氏名を所属部局長及び総長に通知するものとする。

第3章 取扱施設の維持及び管理  
(管理区域)

第21条 病院長は、放射線障害の防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域として指定する。

2 安全管理責任者は、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 取扱者として登録された者
- (2) 見学等で一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域における遵守事項)

第22条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域への立入り及び退出並びに放射性同位元素等の取扱い等を記録すること。
- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内において飲食その他内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと。
- (5) 取扱者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (6) 一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び取扱者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

2 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された作業衣、履物その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
  - (2) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに安全管理担当者に連絡し、その指示に従うこと。
  - (3) 退出するときは、身体及び衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、安全管理担当者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 安全管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、取扱者は、以下の事項を遵守し、放射線障害の防止に努めなければならない。

- (1) 取扱経験の少ない者は、単独で取扱作業をしないこと。
- (2) 使用線源に適した遮蔽体等により、適した遮蔽を行うこと。
- (3) 使用線源に応じて、線源との間に適切な距離を設けること。
- (4) 作業時間をできるだけ少なくすること。

(取扱施設の自主点検)

第23条 施設管理担当者は、自主点検実施マニュアルに従い、6月又は1年を超えない期間ごとに1回点検を行わなければならない。

- 2 施設管理担当者は、前項の自主点検の結果を施設管理責任者に報告しなければならない。
- 3 施設管理責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、主任者、放射線部長及び病院長に報告しなければならない。
- 4 病院長は、取扱施設等の維持及び管理のため必要があると認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 5 病院長は、第3項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(放射線安全管理の自主点検)

第24条 安全管理担当者は、自主点検実施マニュアルに従い、放射線測定機器類及び安全管理用具等の点検項目について定期的に自主検査を行わなければならない。

- 2 安全管理担当者は、自主検査の結果を安全管理責任者に報告しなければならない。
- 3 安全管理責任者は、前項の自主検査の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、主任者、放射線部長及び病院長に報告しなければならない。
- 4 病院長は、前項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(X線発生装置の自主点検)

第25条 安全管理担当者は、1年を超えない期間ごとにX線発生装置の点検を行い、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

(修理、改造)

第26条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する設備及び機器等について、修理、改造及び除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び放射線部長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

- 2 放射線部長は、前項に基づく承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性及び安全対策等について安全委員会に諮問するものとする。
- 3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項の修理、改造及び除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して放射線部長に報告しなければならない。

4 放射線部長は、前項の報告を受けたときは病院長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りでない。

#### 第4章 使用

(使用前後の手続き)

第27条 放射性同位元素又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の使用は、原則として診療用に限る。ただし、取扱者がそれ以外の用途で使用する場合は、あらかじめ予防内規に定める使用申込書及び実験計画書を作成し、主任者及び放射線部長の承認を得なければならない。

2 主任者及び放射線部長は、前項ただし書に定める承認を与えるに当たっては、使用核種及び使用数量等の確認を行い、非密封放射性同位元素を使用する場合は、1日最大使用数量を超えないことを確認しなければならない。

3 取扱者は、第1項ただし書に定める承認を受けた計画の履行後は、予防内規に定める終了報告書を主任者及び放射線部長に提出し、承認を受けなければならない。

(非密封放射性同位元素の使用)

第28条 取扱者が非密封放射性同位元素を使用する場合は、安全管理責任者の指導及び主任者又は副主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素の使用は、指定された作業室において行い、許可使用数量を超えて使用しないこと。
- (2) 使用前に給排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 作業室においては、指定された作業衣、履物その他必要な保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (4) 作業室においては、個人被ばく線量計を常時着用すること。
- (5) 作業室では、適切な放射線測定器を用い、作業環境中の放射線線量や汚染状況を確認しながら作業をすること。
- (6) 汚染及び汚染の広がりを防止するため、次に掲げる事項を守ること。
  - イ 作業台には、ビニールシート及び広幅濾紙等適当な表面被覆を行うこと。
  - ロ 吸収材及び受け皿の使用等、汚染の防止に必要な措置を講ずること。
  - ハ 作業台等は、しばしば湿式清掃すること。
  - ニ 作業室は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
  - ホ 使用中は、しばしば手及び作業衣等の汚染の有無を検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去及び脱衣等の処置を取ること。
  - ヘ 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
  - ト 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- (7) 被ばくを防止するため、次に掲げる事項を守ること。
  - イ 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
  - ロ 遠隔操作装置及びかん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
  - ハ 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。
  - ニ 作業室においての飲食、化粧その他放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
  - ホ 放射性同位元素を空中に飛散させないこと。やむを得ず飛散するおそれのある作業を行う場合は、グローブボックス、フードその他の局所排気装置又は換気装置等を使用し、作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度が空気中濃度限度以下となるようにすること。
- (8) 前7項に定めるもののほか、放射線障害を防止するために、次に掲げる事項を守ること。
  - イ 使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれの最も少ない放射性同位元素の種類及び性状のもの並びに使用方法を採用すること。
  - ロ 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標

識を付け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。

- ハ 放射性同位元素の受渡しは確実に行い、その所在が不明にならないように注意すること。
- ニ 放射性廃棄物は、そのまま放置せず、直ちに所定の廃棄物容器に入れること。
- ホ ガンマ線放射体及び37メガベクレル以上のベータ線放射体を使用する場合は、特に十分に遮蔽すること。
- ヘ 使用場所は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- ト 経験の少ない取扱者は、単独で作業をしないこと。
- チ 見学者等作業に関係のない者の作業室内への立入りは、できるだけ制限すること。
- リ 放射性同位元素を多量にこぼしたときその他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、単独で秘密に処理することなく、直ちに主任者及び同室の取扱者に通知し、応急の処置を行うこと。
- ヌ 地震又は火災等による事故が発生した場合における措置については、第47条及び第48条によること。

- (9) 使用後はその都度、使用に係る放射性同位元素の種類及び数量等必要事項を各自所定の用紙に記録すること。

(密封された放射性同位元素の使用)

第29条 密封された放射性同位元素(以下「密封放射性同位元素」という。)を使用する取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者又は副主任者の管理の下に、予防内規に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業室においては、指定された作業衣、履物その他必要な保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (2) 作業室においては、個人被ばく線量計を常時着用すること。
- (3) 使用に際して、適切な放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (4) 遮蔽壁その他の遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (5) 遠隔操作装置及びかん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (6) 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。
- (7) 密封放射性同位元素を移動させて使用する場合は、安全管理責任者、主任者又は副主任者の指導の下で行うこと。
- (8) 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失及び漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- (9) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。
- (10) 使用場所は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- (11) 経験の少ない取扱者は、単独で作業をしないこと。
- (12) 見学者等作業に関係のない者の使用場所への立入りは、できるだけ制限すること。

(放射線発生装置の使用)

第30条 放射線発生装置を使用する取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者又は副主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用場所は常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- (2) 経験の少ない取扱者は、単独で操作をしないこと。
- (3) 放射線測定器を携行し、被ばく線量を測定すること。
- (4) 使用に係る放射線発生装置の種類等を各自所定の用紙に記録すること。
- (5) 使用場所から装置、器具又は備品等を持ち出そうとするときは、表面の放射性同位元素の密度を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認して持ち出すこと。
- (6) 使用場所において作業するときは、汚染による被ばくを防ぐため、専用のゴム手袋を着用すること。
- (7) 使用場所においての飲食、化粧その他放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為



を行わないこと。

- (8) 使用場所は、放射性汚染を避けるため常に清掃し、器具はしばしば汚染を検査すること。特に加速器室の器具については留意すること。
- (9) 放射線発生装置を運転する時は、使用場所の出入口前面に運転中であることを表示し、運転停止後は、運転停止中であることを表示すること。
- (10) 運転中は、使用場所の出入り口を確実に施錠し、立入りを禁止すること。
- (11) 取扱者以外の者が使用場所に入入りするときは、取扱者は、運転停止中であっても必要な指示を与えること。
- (12) 運転停止後の作業は、室内空気及び装置の汚染を適切に検査し、その安全度を確認した上で行うこと。
- (13) 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。

(X線発生装置の使用)

第31条 X線発生装置を使用する取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者又は副主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用場所は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- (2) 経験の少ない取扱者は、単独で操作をしないこと。
- (3) 放射線測定器を携行し、被ばく線量を測定すること。
- (4) 使用に係るX線発生装置の種類等を各自所定の用紙に記録すること。
- (5) X線発生装置を運転しようとするときは、運転に先立ち取扱施設の出入口前面に運転中であることを表示すること。
- (6) 取扱者以外の者が使用場所に入入りするときは、取扱者は、運転停止中であっても必要な指示を与えること。
- (7) X線発生装置を随時移動させて使用する場合は、使用中に人が立ち入らないよう、標識で明示する等の措置を講ずること。
- (8) 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。

(使用後の処理)

第32条 取扱者は、放射性同位元素等の使用後は、安全管理責任者、主任者又は副主任者の指示に従い、次に掲げる事項について処理又は対応しなければならない。

- (1) 使用した作業室等の片付け
- (2) 器具及び測定器の異常の有無の点検及び除染
- (3) 作業台及び装置等の汚染の有無の点検及び除染
- (4) 放射性同位元素の保管
- (5) 廃棄物の処理
- (6) 放射線測定器及び作業衣等の返却
- (7) その他主任者が必要と認める事項

第5章 保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等の受入れ及び払出し)

第33条 病院における放射性同位元素等の受入れ及び払出しに係る次の業務は、取扱施設内で行わなければならない。

- (1) 購入した放射性同位元素の受入れ
- (2) 他事業所からの放射性同位元素等の譲り受け
- (3) 他事業所への放射性同位元素等の譲り渡し
- (4) 不要となった密封放射性同位元素及び放射性汚染物の事業所外への搬出

2 安全管理責任者は、主任者の指示により、前項に定める放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、予防内規に定める様式に記録しなければならない。

(放射性同位元素等の持ち込み及び持ち出し等)

第34条 取扱者は、放射性同位元素等を取扱施設内に持ち込み、又は取扱施設外に持ち出す場

合は、主任者の許可を得なければならない。

(保管)

第35条 安全管理責任者及び主任者は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を掲示しなくてはならない。

2 取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素は所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵室又は貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- (3) 貯蔵箱の表面の目のつきやすい場所に貯蔵情報（核種、貯蔵量、研究室名及び責任者等をいう。）を掲示すること。
- (4) 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- (5) 非密封放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒又は破損等を考慮し、吸収剤及び受皿を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱に汚染が拡大しないための措置を講ずること。
- (6) 非密封放射性同位元素の種類及び量に応じて、それぞれ所定の容器に入れて貯蔵すること。
- (7) 密封放射性同位元素であって機器装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること。
- (8) 放射性同位元素の使用が終了したときは、速やかに所定の貯蔵室又は貯蔵箱に戻すこと。
- (9) 放射性同位元素を貯蔵施設から持ち出すときは、安全管理担当者に申し出て、所定の用紙に日時、搬出者名並びに放射性同位元素の種類及び数量等を記入すること。
- (11) 放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものについては、容器に入れ、かつ、放射化物保管設備において保管すること。
- (12) 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- (13) 保管量及び保管の状況を定期的に確認すること。

(管理区域における運搬)

第36条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒又は転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第37条 事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者及び放射線部長の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 放射性同位元素等を事業所内において運搬するときは、主任者の指示に従い、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化又は振動等により、き裂又は破損等の生じるおそれのない所定の容器（以下、この条において「放射性運搬物」という。）に封入の上、運搬すること。
- (2) 放射性運搬物及びこれを積載又は収納した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面で1時間につき2ミリシーベルト、表面から1メートル離れた位置で1時間につき100マイクロシーベルトをそれぞれ超えないようにするとともに、容器の表面の放射性同位元素の密度は、法に定める表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 放射性運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒又は転落等により放射性運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
- (4) 放射性運搬物は、同一の車両等に危険物と混載しないこと。
- (5) 車両により放射性運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。
- (6) その他関係法令の定めるところにより、放射線障害の防止に必要な措置を講ずること。

(事業所外における運搬)

第38条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者及び放射線部長の承認を受けるとともに、前条に定めるもののほか、L型輸送又はA型輸送等、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記入しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第39条 非密封放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

(1) 固体状の放射性廃棄物は、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれチャック付きポリ袋等に封入し、保管廃棄室に分別して保管廃棄すること。

(2) 陽電子断層撮影用放射性同位元素のうち<sup>11</sup>C及び<sup>18</sup>F又はそれらによって汚染された固体状の放射性廃棄物は、7日間以上保管したあと、非放射性廃棄物として廃棄すること。

(3) 液体状の放射性廃棄物は、無機廃液及び有機廃液に区分し、次に掲げるところにより保管廃棄すること。

イ 無機廃液は、核種半減期により分類して廃棄すること。

ロ 有機廃液は、所定の放射能レベルに分類して保管廃棄すること。

ハ イ及びロにかかわらず、器物の洗浄等により生じた濃度限度以下の廃液は、排水設備によって廃棄することができる。この場合において、安全管理責任者又は主任者は、排水中の放射性同位元素の濃度の測定結果を記録しなければならない。

(4) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

(5) 放射化物は固体状の廃棄物として、保管廃棄設備において保管廃棄すること。ただし、放射化物を管理区域外において運搬する場合は第34条に定める許可を得た後、主任者の指示に従うこと。

(6) 病院長は、排水及び排気の測定結果に異常を認めた場合は、主任者及び安全管理責任者とともに直ちに原因を追究し、放射線障害の防止のための措置を講じること。また、排気に係る放射性同位元素の3月間平均濃度が法で定める濃度限度を超えるおそれがある場合は、直ちに放射線発生装置又はX線発生装置の運転を停止し、その原因を追究し、必要な対策を講じること。

2 不用な密封放射性同位元素の廃棄は、許可届出使用者又は販売業者に引き渡すことによって行わなければならない。

3 放射性同位元素等の廃棄を、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づく廃棄事業者に委託する事ができる。ただし、廃棄業者の許可の範囲に含まれない放射性同位元素等は廃棄委託しないこと。

4 前項の場合において、廃棄を委託した放射性同位元素等は、核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物とみなす。

## 第6章 測定

(場所の測定)

第40条 病院長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所境界について、作業環境測定マニュアルに従い行うこと。

(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備

の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について、作業環境測定マニュアルに従い行うこと。

- (3) 排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価すること。ただし、測定が困難な場合は算定により評価するものとする。
  - (4) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。連続して排気又は排水を行う場合は、連続して測定すること。
  - (5) 安全管理担当者は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正又は確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守すること。
- 4 下限数量の1, 000倍以下の数量の密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び事業所境界について、作業環境測定マニュアルに従い行うこと。
  - (2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 5 下限数量の1, 000倍を超える数量の密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び事業所境界について、作業環境測定マニュアルに従い行うこと。
  - (2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。また、固定して使用する場合であつて、取扱方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときは、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 6 放射線発生装置又はX線発生装置使用施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界及び事業所境界について、作業環境測定マニュアルに従い行うこと。
  - (2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 7 次に掲げる項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
- (1) 測定日時
  - (2) 測定箇所
  - (3) 測定者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び形式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定結果
  - (7) 測定の結果とった措置がある場合は、その内容
- 8 前項の測定結果は、安全管理責任者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第41条 病院長は、管理区域に立ち入る者（一時立入者にあつては、100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのある者に限る。）に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）について行うこと。
- (3) 前号のほか、頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大

腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号に定める部位のほか、当該部位についても行うこと。
- (5) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、本項第2号から第4号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
- (6) 内部被ばくについては、空气中放射能濃度による算定によって算出すること。ただし、放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、直ちに測定を行うこと。
- (7) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

2 放射線業務従事者の被ばく限度は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 放射線業務従事者の実効線量限度

イ 平成13年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間につき、100ミリシーベルト。ただし、4月1日を始期とする1年間については50ミリシーベルト  
ロ 女子(妊娠する可能性がないと診断された女子及び妊娠中の女子を除く。)については同号イに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間につき、5ミリシーベルト

ハ 妊娠中である女子について、本人の申出等により病院長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト

(2) 放射線業務従事者の等価線量限度

イ 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき、50ミリシーベルト及び5年間につき、100ミリシーベルト

ロ 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき、500ミリシーベルト

ハ 妊娠中である女子の腹部表面については、前号ハに規定する期間につき、2ミリシーベルト

3 次に掲げる項目について測定の結果を記録する。

- (1) 測定対象者の氏名
- (2) 測定者の氏名
- (3) 放射線測定器の種類及び形式
- (4) 測定日時
- (5) 測定方法
- (6) 測定部位及び測定結果

4 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠の可能性のない者を除く。)にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。

5 実効線量及び等価線量については、第1項第6号に定める算定値又は第3項に定める測定結果から算定し、次に掲げる項目について記録する。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量及び組織名

6 前項の算定(眼の水晶体の等価線量を除く)は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠の可能性のない者

を除く。) にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録する。

- 7 第5項の算定のうち、眼の水晶体の等価線量は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間について行うものとする。
- 8 第6項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。
  - (1) 集計年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 集計した者の氏名
  - (4) 集計対象期間
  - (5) 累積実効線量
- 9 病院長は、前6項の記録を、主任者に報告するとともに、取扱施設に立ち入った者の所属部局長に報告しなければならない。
- 10 前項の報告を受けた所属部局長は、その写しを当該記録に係る者に対し、その都度交付する。
- 11 第9項の報告は、所属部局において永久保存するものとする。ただし、施行規則第20条第4項第7号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

#### 第7章 教育及び訓練

##### (教育及び訓練)

- 第42条 病院長は、管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を受講させなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。
    - (1) 教育及び訓練の名称及び実施時期は、それぞれ次のとおりとする。
      - イ 新規教育訓練 取扱者として登録する前
      - ロ 再教育訓練 第20条第5項による登録後、前回の教育及び訓練受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
      - ハ X線取扱教育 X線発生装置の取扱いを開始する前
    - (2) 前号に定める教育及び訓練の項目及び時間数については、教育訓練実施に関するガイドラインに基づき、病院長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得て決定する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、病院長は、主任者と省略基準に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合において、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
  - 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、病院長は管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により実施し、立入りに係る記帳を行わなければならない。
  - 5 教育及び訓練の項目の内容については、病院長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得なければならない。また、必要に応じて、内容及び時間等の変更及び改善を行うこととする。

#### 第8章 健康診断

##### (健康診断)

第43条 所属部局長は、取扱者に対して、健康診断を受けさせなければならない。

- 2 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、それぞれ次に掲げる事項とする。
  - (1) 問診は、次の事項について行うものとする。
    - イ 放射線の被ばく歴の有無

- ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
  - (2) 検査又は検診は、次に掲げる部位又は項目について行うものとする。
    - イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
    - ロ 皮膚
    - ハ 眼
    - ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
  - 3 健康診断の実施時期は次に掲げるとおりとする。
    - (1) 取扱者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前。ただし、初めて管理区域に立ち入る前にあっては、使用する線源の種類等に応じて、前項第2号ハに掲げる部位を省略することができる。
    - (2) 管理区域に立ち入った後にあっては6月を超えない期間ごと。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、前項に定める検査又は検診は省略することができるものとし、健康管理医が必要と認めた場合のみ前項に定める検査又は検診を実施する。
  - 4 所属部局長は、前項の規定にかかわらず、取扱者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
    - (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
    - (2) 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
    - (3) 放射性同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
    - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
  - 5 所属部局長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録し、保管記録マニュアルに定める場所に永久保存するものとする。ただし、施行規則第22条第3号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
    - (1) 実施年月日
    - (2) 対象者の氏名
    - (3) 健康診断を実施した健康管理医名
    - (4) 健康診断の結果
    - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
  - 6 所属部局長は、健康診断の結果を病院長に通知するとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。この場合において、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。  
(放射線障害を受けた者等に対する措置)
- 第44条 病院長は、取扱者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、主任者及び健康管理医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止又は配置転換等、健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果を防止委員会及び総長に報告しなければならない。
- 2 病院長は、取扱者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、直ちに健康診断を受けさせる等、必要な措置を講じなければならない。
- 第9章 記帳及び保存  
(記帳及び保存)
- 第45条 病院長は、受入れ及び払出し、取扱い、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受入れ及び払出し

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ハ 放射性同位元素等の受入れ及び払出しに従事する者の氏名

(2) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射線発生装置又はX線発生装置の種類
- ハ 放射性同位元素又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ニ 放射性同位元素又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- イ 放射性同位元素及び放射化物の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素及び放射化物の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素及び放射化物の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- イ 本事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(6) 取扱施設の点検

- イ 点検の実施年月日
- ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- ハ 点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(8) 施行規則第22条の3の規定により管理区域でないものとみなされる区域に係る事項

- イ 立ち入った者の氏名
- ロ 区域内における外部放射線に係る線量及び空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度
- ハ ロに定める数値の測定方法及び測定を行った者の氏名

3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が5年間、保管記録マニュアルに定める場所に保存しなければならない。

第10章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第46条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生したとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（施行規則第15条第2項の規定により



管理区域の外において非密封放射性同位元素の使用をした場合を除く。)

- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
  - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適性に維持されているとき。
  - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（表面密度限を超えないときをいう）。
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
  - イ 取扱施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
  - ロ 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。
  - イ 取扱者：5ミリシーベルト
  - ロ 取扱者以外の者：0.5ミリシーベルト
- (8) 取扱者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2 病院長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を速やかに防止委員会及び総長に報告しなければならない。

3 総長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を事態の発生した日から10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第47条 大規模自然災害又は取扱施設に火災等の災害が起こった場合は、緊急事態対応措置要領に基づき、あらかじめ指定された点検担当者が点検を行い、その結果を主任者、放射線部長及び病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項の報告を受けた場合、主任者及び放射線部長と協議の上必要な応急措置を講じるとともに、緊急事態対応措置要領に基づき関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 病院長は、点検結果及び講じた応急措置について、防止委員会及び総長に報告しなければならない。

4 総長は、病院長の応急措置では対応しきれない事態に対して、取扱施設の安全管理上必要な措置を講ずることとする。

(危険時の措置)

第48条 前条で定めるもののほか、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、その状況を発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者、放射線部長、病院長及び関係者に通報しなければならない。

2 病院長は、前項の報告を受けた場合、主任者及び放射線部長と協議の上必要な応急措置を講じるとともに、緊急事態対応措置要領に基づき、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 病院長は、点検報告及び講じた応急措置について、防止委員会及び総長に報告しなければならない。

4 災害時の応急作業等の緊急作業に従事する者は、病院長が任命する。

5 病院長は、緊急作業に従事する者に対して、緊急事態対応措置要領に基づき、必要な教育及び訓練を受けさせなければならない。

6 病院長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第44条と同様の措置を受けさせなければならない。

第 1 1 章 情報提供  
(情報提供)

第 4 9 条 病院長は、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、防止委員会及び総長に報告した上で、本学のホームページへの掲載により公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、問合せ窓口を設置するものとする。

2 前項の問合せ窓口は、病院事務部総務課に設置する。

3 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に情報提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

4 病院長は、前項の情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、防止委員会及び総長に報告する。

第 1 2 章 業務の改善  
(業務の改善)

第 5 0 条 総長は、学内の取扱施設の放射性同位元素等又は放射線発生装置若しくはX線発生装置の使用及び管理等に係る安全性を向上させるため、防止委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

2 防止委員会は、R I 専門部会に対し、毎年各取扱施設が実施する自己点検結果及びR I 専門部会が定期的実施する立入検査の結果を踏まえて前項に定める業務評価を審議させ、評価結果及び改善点を当該取扱施設及び病院長に通知する。

3 前項の結果の通知を受けた病院長は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、実施した改善策を、R I 専門部会を経て防止委員会に報告しなければならない。また、病院長が必要と判断したときは、改善を実施するための予算的措置をR I 専門部会に要望するものとする。

4 防止委員会は、前項に定める改善報告書を必要に応じて総長に報告しなければならない。

第 1 3 章 報告  
(定期報告)

第 5 1 条 安全管理責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について施行規則第39条第2項に基づく放射線管理状況報告書を作成し、主任者及び放射線部長を経て病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項に定める報告書を毎年6月15日までに総長に提出しなければならない。

3 総長は、前項の報告書を6月30日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(法等に違反した者の措置)

第 5 2 条 病院長は、取扱者が法若しくはこの規程に著しく違反したとき又は違反するおそれのあるときは、必要な措置を講ずるとともに総長に報告するものとする。

第 1 4 章 雑則  
(雑則)

第 5 3 条 この規程の実施に当たり必要な事項は、安全委員会の議を経た上で、病院長が別に定める。

附 則 (令和元年度九大規程第25号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第77号)

この規程は、令和3年9月16日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第51号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別図（第7条関係）

### 病院放射線安全管理組織図

